

特殊詐欺被害防止功勞 感謝状を贈呈

久慈警察署が大川目郵便局と小久慈郵便局に対し、特殊詐欺被害防止功勞の感謝状を贈呈しました。



感謝状を受け取る大粒来友和
大川目郵便局長(左)

5月28日、50代女性が400万円の送金手続きのために大川目郵便局に来局。高額な送金であったことから女性に事情を聞くと「親戚に生活費や病院代を送りたいが、難しいようなら帰る」と話し、送金理由の割に早々と諦める様子を不審に思い警察に通報しました。警察署員が女性に話を聞くと、警視庁の警察官を名乗る人物から「犯罪に巻き込まれている可能性があるため確認する」として送金を指示する電話があったこと、周りには言わないよう指示されていたことが判明。局員の積極的な声掛けと、的確な対応により特殊詐欺被害を未然に防ぎました。



感謝状を掲げる八木澤明宏
小久慈郵便局長(左)

7月10日、60代男性がキャッシュカードのロック解除を求めて小久慈郵便局に来局。八木澤局長が確認したところ、男性のキャッシュカードは通常通り利用できる状態で、事情を聞くと「LINEで給付金200万円が支給されると言われ、指定された場所にキャッシュカードを送った。相手から郵便局に行ってキャッシュカードのロックを解除するよう指示された」と話しました。八木澤局長は詐欺の可能性が高いことを男性に伝え、キャッシュカードの利用停止手続きを行い、特殊詐欺被害を未然に防ぎました。

空き家の適切な管理にご協力ください

INFO

図建設企画課 ☎52-2120



適切な管理が行われていない空き家が、防災や衛生、景観など住民の生活に影響を及ぼす要因となっています。所有者や管理者は適切な管理をお願いします。

市では管理のポイントや注意点を整理したガイドブックを、市役所の総合案内前と建設企画課、各市民センターに設置しています。ぜひ活用ください。

適切な管理のポイント

住民や通行人、周りの建物に影響する次の状態にないか。

① 屋根ふき材、雨どいなどの飛散やその恐れがある

② 門や塀、擁壁の倒壊やその恐れがある



令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続の問題や管理・売却について、事前に家族や親族と話し合っておきましょう。

長期入院や施設入居などで不在となるときに、管理する人を決めておきましょう。自分や親族で管理できない場合は、管理サービスを行う会社に頼む方法もあります。

空き家になる前から備えよう

③ 立木・枝などが繁茂している

④ 敷地内にごみが放置され、悪臭の発生や放火などの危険性がある

⑤ 窓ガラスの破損や玄関の無施錠により、不法侵入や放火を誘発する恐れがある

⑥ 害獣・害虫、排水などからの悪臭が発生している

障がい手当を知っていますか？現況届の提出も忘れずに

INFO

図社会福祉課 ☎52-2119 / 図山形福祉室 ☎72-2143

①特別児童扶養手当	身体または知的・精神が障がいの状態にある人（在宅・20歳未満）を養育している人に支給します
②障害児福祉手当	身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で特別の介護を必要とする人（在宅・20歳未満）に支給します
③特別障害者手当	身体または知的・精神に重い障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする人（在宅・20歳以上）に支給します。要介護度の高い人などでも要件を満たす場合は、対象となる場合もあります
いずれも診断書などによる障がいや介護の程度の認定が必要です。施設に入所している場合は対象外となりますが、グループホームや有料老人ホームなど、支給対象となる施設もあります。詳しくは問い合わせてください	

障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減するため、障がいの程度に応じた手当が支給されます。受給するには、世帯や所得など一定の要件があります。手当の支給要件に該当すると思われる人は、担当課に相談ください。

手当を受給している人は、世帯や所得の状況を確認するため、毎年1回現況届の提出

が必要です。提出がない場合は、続けて手当を受けることができません。対象者には、必要書類を送付しています。忘れずに期間内に手続きをしてください。

【受付】

▼日時…9月11日(金)平日9時～17時

▼会場…市役所社会福祉課、山形総合支所山形福祉室



9月は認知症月間 「伝えたい！わかりたい！認知症」



認知症への関心・理解を深めるため、9月21日は「認知症の日」、9月は「認知症月間」と定められています。これに合わせて、「伝えたい！わかりたい！認知症」をテーマとしたイベント等を開催します。認知症を自分ごととして考え、認知症と共に生きる地域をつくっていく機会にしませんか。どなたでも、気軽にご参加ください。

図地域包括支援センター ☎61-1557

○認知症とは？

認知症は、さまざまな原因によって脳の神経細胞の働きが徐々に変化し、記憶や判断力等の認知機能が低下して日常生活に支障をきたす状態をいいます。高齢化が進み、認知症と診断される人が増加しています。早期に診断を受け、適切な治療をすることで、病気の進行を抑え、生活の質を維持することが可能です。「あれ、なんだか変だな」と感じた時が相談のタイミングです。かかりつけ医や専門医、地域包括支援センター等に相談しましょう。

認知症に備える研修会

主催・図NPO法人元気でらす縁 ☎66-8011

高齢化の進展に伴い、より多くの人の身近なものになる認知症。認知症になっても地域で暮らし続けるための講話や認知症の介護をする家族の想いを聞き、認知症を自分事として考え備える機会にしませんか。

▶日時…9月29日(火) 13時～15時

▶会場…総合福祉センター（福祉の村）大講堂

▶定員…100人程度（要申込・定員に達し次第、受付終了）

①講演「認知症とともに暮らす～本人も家族も自分らしく暮らし続けるために～」

講師…八戸学院大学短期大学部 柏葉 英美 教授

②話題提供「認知症介護家族の想い～話せる場所があること・その気づきと変化～」

話題提供者…認知症介護家族の会・縁の皆さん

市や地域における取り組み

●認知症サポーター養成講座…認知症への理解を深め、認知症の人や家族を守る応援者を養成しています。

●認知症安心ガイド…認知症の早期発見や進行状況に応じたサービス等をまとめた冊子を作成。地域包括支援センターの窓口等で配布しています。

●認知症高齢者等事前登録事業…行方不明になった場合の早期発見につなげるため、捜索に必要な情報を事前登録する取り組みです。詳細はQRコードからご確認ください。

●認知症カフェ・認知症家族会…認知症の当事者や介護をする家族等の交流の場。日時や会場は、毎月の「健康・暮らしのスケジュール」に掲載しています。

●認知症初期集中支援チーム…認知症に関する心配・困りごとに早期対応を目指して活動するチームです。詳細は15ページの「いきいきライフnews」に掲載しています。

○新しい認知症観

令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策推進基本計画の中で「新しい認知症観」が示されました。

これは「認知症になったら何もできなくなる」のではなく、「認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」というもので、認知症の人を単に支える対象と捉えず、一人一人が個性と能力を十分に発揮し希望と尊厳を持ちながら、共に支えあって生きることが重要とされています。

認知症普及啓発活動 in 図書館

図地域包括支援センター ☎61-1557

(1)『伝えたい！わかりたい！認知症』

～認知症と共に生きる～



▶日時…9月11日(金) 13時30分～16時30分

▶会場…情報交流センター YOMUNOSU 1階多目的室

▶備考…いずれも要申込。①～③の希望する部分のみの参加も可能です。それぞれ定員に達し次第、受付を終了します。

①講話「当事者の想い、自分らしく今を生きる」

13時30分～14時30分（定員30人）

認知症の当事者でいわて認知症希望大使を務める高橋ソノさんが、自身の経験を交えながら、認知症と共に希望を持って生きる大切さを語ります。

②ほっこりカフェ～認知症について話してみませんか～

14時30分～15時30分（定員15人）

ゆっくりお茶等を飲みながら、講話の感想や、認知症について一緒に話してみませんか。

③認知症に関する相談

15時30分～16時30分（定員9人：1人20分程度）

認知症地域支援推進員が、認知症の心配や、認知症の人との関わり方について相談に応じます。

認知症地域支援推進員とは…認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会参加や支援体制づくりに向けた取り組みを行っています。

(2) 企画展「もっと知ろう、認知症」

認知症に関する書籍やパネルの展示、パンフレットなどの配布を行います。

▶開催期間…9月1日(火)～9月30日(水)

▶会場…市立図書館（YOMUNOSU 2階・3階）